

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

(株) 柳沢建設
秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯 15-10

2. 指名停止措置期間

令和4年2月28日から令和4年4月27日まで(2ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

(株) 柳沢建設の元役員は、秋田県鹿角市発注の工事において、前鹿角市長から得た最低制限価格により落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月19日に秋田県警察本部から公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(公契約関係競売等妨害又は談合)第8号イに該当する事実し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から2ヶ月以上12ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 柏木健悦 電話 018-836-2070